

令和3年度 福祉の仕事職場体験事業 実施要綱

1. 目的

福祉・介護分野への就労を考えている方や、福祉・介護の職場を離れてブランクがあり再就労を考えている方などを対象に、職場体験の機会を提供し仕事のやりがいや魅力に触れていただく事で、福祉・介護分野の仕事への理解促進と就業意欲向上に資することを目的として本事業を実施します。

2. 主催

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター
(以下「本センター」という。)

3. 対象者

福祉・介護の仕事に興味があり、就労を考えている方のうち以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 福祉・介護の仕事未経験のため、就労の不安を解消したい方。
- (2) 介護職員として現場復帰したいがブランクがある方。
- (3) 職場体験を通して理解を深め、自己の適性を確認したい方。

4. 体験実施期間

令和3年7月15日～令和4年2月28日(土日・祝日は除く)

※申込受付期間：7月1日～2月14日

5. 体験日数・時間

体験日数は原則として2日間とします(連続しなくても可)。

1日当たりの体験時間は、原則として9時～15時(昼食休憩含む)とします。

※体験回数の上限は、一人2回までとします。

6. 体験先施設・事業所

本センターが調整した受入施設・事業所(高齢者・障害者分野)であって、参加者が希望するところとします。なお、受入施設・事業所一覧は本センターのホームページに掲載します。

- (1) 介護保険法に規定する介護保険施設(介護予防)、居宅サービス事業所(介護予防)、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務づけられている施設・事業所。
- (2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者福祉サービス事業(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所)を行う施設・事業所。

7. 参加費

参加費は無料とする。(交通費・昼食代は自己負担)

8. 体験内容

- ・施設・事業所の概要説明や施設見学
- ・職員との交流(現場で働く職員の話・質疑応答)
- ・利用者との交流(話し相手、レクリエーション、行事への参加等)
- ・日常業務の体験(配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃)等

9. 実施方法

- (1) 体験申込み ※令和3年7月1日～令和4年2月14日まで

体験希望者は、体験希望日程の2週間前までに「体験申込書」(様式2)を記入のうえ、FAX または郵送にて本センターにお申込みください。



- (2) 受入の調整

本センターは、体験希望日程の1週間前までに「体験申込書」(様式2)の記載内容に基づき、受入施設・事業所を調整し、双方に連絡します。

本センターは、受入が決定した時点で、体験希望者に決定通知を送付します。



- (3) 職場体験への参加

体験希望者は、職場体験に参加してください。



- (4) 体験報告

体験者は、体験終了日に「体験記録」(様式3)を記入し、受入施設・事業所の担当者に提出してください。



- (5) 体験者へのフォローアップ

提出いただいた記録は受入施設・事業所の担当者からコメントをいただき、本センターで確認した後に郵送します。

また、必要に応じ、福祉・介護分野の職場に関する情報提供や就業あっ旋等のフォローアップを行います。

10. 感染症に関する事項について

- (1) 体験者は、体験日の朝に必ず検温してください。風邪の症状がある方や37.5℃以上の発熱がある方は参加をお断りします。
- (2) 体験者は、体験日毎に「健康状態申告シート」(様式5)を受入施設・事業所の担当者に提出してください。
- (3) 体験中はマスクを着用してください。(マスクはご持参ください。)
- (4) 適宜、手洗いや手指の消毒をお願いします。
- (5) 施設内での感染防止対策については、その指示に従ってください。

11. その他

(1) 万が一の事故に備え、体験者にはボランティア行事用保険に加入していただきます。

なお、本センターが加入手続きを行い費用負担します。

(2) 感染症等の影響により中止とする場合があります。その場合、本会ホームページに掲載いたします。

【問い合わせ先】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター【担当／武田・佐藤】
〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内
TEL 023-633-7739 FAX 023-633-7730